

21—08 P U D T

不適法な手続の却下

1. 審判請求書及び特許（商標登録）異議申立書以外の中間書類が以下に掲げる事項に該当するときは、却下理由を通知し、弁明書提出の機会を与えた上で、手続を却下する（特 § 18 の 2、 § 133 の 2、実 § 2 の 5②、 § 41、意 § 52、 § 68②、商 § 56①、 § 68④、 § 77②）。
 - (1) 提出の趣旨の不明な書類その他の物件をもって手続をしたとき
 - (2) 手続をする者の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載されていない書面（刊行物等提出書を除く。）をもって手続をしたとき（手続書面全体から手続者の氏名（名称）を特定することができることを除く。）
 - (3) 審決又は請求書の却下の決定の謄本送達後に意見書、答弁書などの書類を提出したとき
 - (4) 法定若しくは指定期間につき延長を請求した場合において、その期間の延長が法律上許されないものであるとき、又はその期間満了後に延長を請求したとき（特 § 4、 § 5、実 § 2 の 5①、意 § 68①、商 § 77①）
 - (5) 手続が以下に該当するとき。
 - ア 手続補正書に補正の内容の記載がないとき（補正方法が「削除」のときを除く。）若しくは添付すべき書面（物件）が添付されていないとき
 - イ 物件提出書に物件が添付されていないとき
 - ウ 代表者選定届に何人が代表者となったのかの記載がないとき
 - エ 出願人名義変更届に承継人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき
 - オ 代理人受任届に受任した代理人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき
 - カ 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）届に選任した代理人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき

なお、上記ウ～カの届について添付された証明書などから届出の内容を特定することができるときは手続を却下しない。

キ 手続補正書に補正の内容の記載がないとき、若しくは添付すべき書面が添付されていないとき

ク 包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき

ケ 意匠の特徴記載書に意匠の特徴の記載がないとき

コ 微生物の寄託についての受託番号変更届に新受託番号の記載がなく、添付すべき新受託番号を証明する書面が添付されていないとき

(6) 日本語で書かれていない書面によって手続したとき（特施規 § 2①）

(7) 在外者が日本国内に住所（居所）を有する代理人によらないで手続をしたとき（特 § 8①、実 § 2 の 5②、意 § 68②、商 § 77②）

(8) 手続をする者が請求書、特許（商標登録）異議申立書などに記載された者と相違するとき（代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかなきを除く。）

(9) 手数料の補正をする場合において、以下に該当するとき

ア 予納を利用する場合

（ア）予納台帳番号が記載されていないとき

（イ）手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者（特例法施規 § 41 の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき

（ウ）予納台帳の残高が不足することにより、見込額から手数料の納付に充当が全くできないとき

イ 特許印紙により納付する場合

特許印紙を全く貼付しないで手続をしたとき

ウ 現金（電子現金）により納付する場合

納付の事実が存在しないとき又は使用（返還）済みのとき

エ 口座振替により納付する場合

（ア）書面による手続補正書において口座振替による納付の申出をしたとき

（イ）手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した振替番号を付与された者（特例法施規 § 41 の規定による代理人届が提出された者を

含む。) でないとき

(ウ) 預金口座又は預金口座の残高の不足等により、手数料の振替ができないとき
オ 指定立替納付者により納付する場合

(ア) 書面による手続補正書において指定立替納付者による納付の申出をしたとき

(イ) クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、手数料が納付されてい
ないとき

(10) 手続をすることができる時又は期間が特許法、実用新案法、意匠法又は商標法により定められている場合において、その時又は期間外に手続をしたとき

(11) 査定系（訂正審判を含む。）事件において、参加申請書の提出があったとき

(12) 代表者選定の届出がされている場合において、代表者以外の者が手続をしたとき
（手続の効果が本人にのみ及ぶ手続を除く。）

(13) 請求又は特許（商標登録）異議の申立てが取り下げられ、若しくは却下された後に手続をしたとき、又は審決若しくは決定が確定した後に手続をしたとき（審決が確定した後の商 § 68 の 40②の規定の設定登録料の納付と同時の商標登録出願に係る区分の数を減ずる補正を除く。）

(14) 共同でしなければならない手続において、請求人全員でしていないとき（代理人による手続であって、手続書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）

(15) 特許出願の拒絶査定不服審判の請求と同時に提出された手続補正書（願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の補正を目的としたものに限る。誤訳訂正も含む。）において、その審判請求が取下げられたとき又は審決により却下されたとき（ただし、その出願に係属中の他の拒絶査定不服審判請求があるとき）（特 § 17 の 2①四）

(改訂 R1.6)